

資料 7 - 2 - 1

(1) 事前評価個表 (案)

事前評価個表

整理 番号	1
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	天塩川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、寒冷な気候下にある本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林^{かん}及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 1 5 ha ・ 事業対象都道府県：北海道 ・ 総事業費： 4 0, 1 4 9 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	7 0, 5 0 2 千円	
	総費用（C）	3 0, 5 5 1 千円	
	分析結果（B/C）	2. 3 1	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	石狩川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、寒冷な気候下にある本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林^{かん}及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 200ha ・ 事業対象都道府県：北海道 ・ 総事業費： 535,324 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	908,120 千円	
	総費用（C）	407,334 千円	
	分析結果（B/C）	2.23	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	3
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	十勝・釧路川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、寒冷な気候下にある本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2 件、事業対象区域面積 7 5 ha ・ 事業対象都道府県：北海道 ・ 総事業費： 2 0 0, 7 4 7 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	3 7 6, 4 3 1 千円	
	総費用（C）	1 5 2, 7 5 1 千円	
	分析結果（B/C）	2. 4 6	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	渡島・尻別川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、寒冷な気候下にある本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地^{かん}のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 175ha ・ 事業対象都道府県：北海道 ・ 総事業費： 468,413 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	789,341 千円	
	総費用（C）	356,424 千円	
	分析結果（B/C）	2.21	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	5
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	馬淵川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 112ha ・ 事業対象都道府県：青森県、岩手県 ・ 総事業費：399,709千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	500,637千円	
	総費用（C）	315,265千円	
	分析結果（B/C）	1.59	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	閉伊川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 43ha ・事業対象都道府県：岩手県 ・総事業費：168,570千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	177,202千円	
	総費用（C）	132,954千円	
	分析結果（B/C）	1.33	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	7
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	北上川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 15件、事業対象区域面積 126ha ・ 事業対象都道府県：岩手県、宮城県 ・ 総事業費：493,945千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	603,509千円	
	総費用（C）	389,597千円	
	分析結果（B/C）	1.55	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	8
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	米代・雄物川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 4件、事業対象区域面積 45ha ・事業対象都道府県：秋田県 ・総事業費：157,564千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	258,186千円	
	総費用（C）	124,275千円	
	分析結果（B/C）	2.08	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	9
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	最上川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 47ha ・事業対象都道府県：山形県 ・総事業費：164,569 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	219,480 千円	
	総費用（C）	129,799 千円	
	分析結果（B/C）	1.69	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理番号	10
------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿武隈川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 51ha ・ 事業対象都道府県：宮城県、福島県 ・ 総事業費：199,940千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	237,070千円	
	総費用（C）	157,692千円	
	分析結果（B/C）	1.50	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	11
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿賀野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 54ha ・ 事業対象都道府県：福島県 ・ 総事業費： 211,690 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	243,112 千円	
	総費用（C）	166,967 千円	
	分析結果（B/C）	1.46	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	12
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	利根川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 8 5 ha ・ 事業対象都道府県：群馬県 ・ 総事業費： 3 5 2, 6 2 5 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 1 0, 0 0 8 千円	
	総費用（C）	2 7 8, 1 2 3 千円	
	分析結果（B/C）	1. 4 7	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	13
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	天竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 24ha ・ 事業対象都道府県：静岡県、長野県 ・ 総事業費：100,629千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	149,648千円	
	総費用（C）	79,367千円	
	分析結果（B/C）	1.89	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	14
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	神通・庄川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 10件、事業対象区域面積 166ha ・事業対象都道府県：富山県、岐阜県 ・総事業費：685,455千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	894,331千円	
	総費用（C）	540,637千円	
	分析結果（B/C）	1.65	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	15
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九頭竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 4件、事業対象区域面積 70ha ・事業対象都道府県：石川県、福井県 ・総事業費：262,922千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	421,269千円	
	総費用（C）	207,372千円	
	分析結果（B/C）	2.03	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	16
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	木曾川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 18件、事業対象区域面積 291ha ・ 事業対象都道府県：岐阜県 ・ 総事業費： 1,207,200 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,864,476 千円	
	総費用（C）	952,155 千円	
	分析結果（B/C）	1.96	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	17
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	由良川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 70ha ・事業対象都道府県：京都府 ・総事業費： 273,511 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	347,284 千円	
	総費用（C）	215,732 千円	
	分析結果（B/C）	1.61	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	18
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 70ha ・事業対象都道府県：京都府 ・総事業費：274,412 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	389,272 千円	
	総費用（C）	216,437 千円	
	分析結果（B/C）	1.80	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	19
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	宮川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 4 件、事業対象区域面積 23 ha ・ 事業対象都道府県：三重県 ・ 総事業費： 88,416 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	134,593 千円	
	総費用（C）	69,740 千円	
	分析結果（B/C）	1.93	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	20
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	熊野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 18件、事業対象区域面積 157ha ・事業対象都道府県：三重県、奈良県、和歌山県 ・総事業費：625,555千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,204,797千円	
	総費用（C）	493,398千円	
	分析結果（B/C）	2.44	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	21
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	紀ノ川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 38ha ・ 事業対象都道府県：奈良県、和歌山県 ・ 総事業費： 152,703 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	207,575 千円	
	総費用（C）	120,438 千円	
	分析結果（B/C）	1.72	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	22
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	加古川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 28ha ・事業対象都道府県：兵庫県 ・総事業費：110,829 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	172,839 千円	
	総費用（C）	87,413 千円	
	分析結果（B/C）	1.98	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	23
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	高梁・吉井川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 18件、事業対象区域面積 258ha ・事業対象都道府県：岡山県、広島県 ・総事業費：934,476千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,266,079千円	
	総費用（C）	737,042千円	
	分析結果（B/C）	1.72	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	24
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	円山・千代川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 10件、事業対象区域面積 119ha ・ 事業対象都道府県：兵庫県、鳥取県 ・ 総事業費：381,512千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	628,252千円	
	総費用（C）	300,901千円	
	分析結果（B/C）	2.09	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	25
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	江の川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 36件、事業対象区域面積 470ha ・事業対象都道府県：島根県、広島県 ・総事業費：1,639,201千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	2,617,910千円	
	総費用（C）	1,292,871千円	
	分析結果（B/C）	2.02	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	26
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	芦田・佐波川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 29件、事業対象区域面積 377ha ・事業対象都道府県：広島県、山口県 ・総事業費：1,390,192千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,945,335千円	
	総費用（C）	1,096,469千円	
	分析結果（B/C）	1.77	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	27
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	高津川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 13件、事業対象区域面積 240ha ・ 事業対象都道府県：島根県、山口県 ・ 総事業費：809,918千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,525,160千円	
	総費用（C）	638,798千円	
	分析結果（B/C）	2.39	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	28
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	重信・肱川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 77ha ・事業対象都道府県：香川県、愛媛県 ・総事業費：285,945千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	343,009千円	
	総費用（C）	225,531千円	
	分析結果（B/C）	1.52	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	29
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	吉野・仁淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 6 件、事業対象区域面積 5 4 ha ・ 事業対象都道府県：徳島県、愛媛県、高知県 ・ 総事業費： 1 9 2, 5 4 6 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	3 3 4, 9 8 0 千円	
	総費用（C）	1 5 1, 8 7 0 千円	
	分析結果（B/C）	2 . 2 1	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	30
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	四万十川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 16件、事業対象区域面積 130ha ・事業対象都道府県：愛媛県、高知県 ・総事業費：459,223千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	860,482千円	
	総費用（C）	362,196千円	
	分析結果（B/C）	2.38	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	31
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	遠賀・大野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 20件、事業対象区域面積 188ha ・ 事業対象都道府県：大分県 ・ 総事業費：622,473千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,179,105千円	
	総費用（C）	490,956千円	
	分析結果（B/C）	2.40	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	32
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	筑後川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 8 件、事業対象区域面積 7 0 ha ・ 事業対象都道府県：福岡県、大分県 ・ 総事業費： 2 3 9, 7 6 9 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 6 3, 9 2 7 千円	
	総費用（C）	1 8 9, 1 0 8 千円	
	分析結果（B/C）	2. 4 5	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	33
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	本明川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 12ha ・ 事業対象都道府県：長崎県 ・ 総事業費： 38,297 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	78,351 千円	
	総費用（C）	30,205 千円	
	分析結果（B/C）	2.59	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保全機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	34
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	菊池・球磨川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 11件、事業対象区域面積 180ha ・事業対象都道府県：熊本県 ・総事業費： 616,562 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,076,070 千円	
	総費用（C）	486,305 千円	
	分析結果（B/C）	2.21	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	35
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	大淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 49件、事業対象区域面積 825ha ・事業対象都道府県：宮崎県 ・総事業費：2,668,932千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	5,285,809千円	
	総費用（C）	2,105,056千円	
	分析結果（B/C）	2.51	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	36
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H27～（おおむね80年間）
事業実施地区名	川内・肝属川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など造林者に対し事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 27ha ・ 事業対象都道府県：鹿児島県 ・ 総事業費： 95,567 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	178,664 千円	
	総費用（C）	75,377 千円	
	分析結果（B/C）	2.37	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 奥地水源地域においては、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せては、森林の造成、整備が進まないおそれがある。このような状況の中、当該地は、水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		